

I .相続の基本

生前贈与の基本



税理士法人 スマートシンク
代表税理士 菊地 則夫
社員税理士 宿谷 紫
税理士 山内 孝宏
税理士 漆谷 耕太



1. 相続税・贈与税とは？

相続税とは

- ・人の死亡に伴い、その死亡した人（被相続人）の財産を、その相続人が引き継ぐことによる財産の利得について課税する税金をいう。

※諸外国では富裕層の獲得目的で縮小・廃止している国が多く見られるが、

日本では国税収入の2～3%を担う税金

贈与税とは

- ・生前に親から子、夫から妻などに対して財産を贈与することにより課税される税金。生前贈与をすることにより将来の相続税負担を免れることのないように、贈与税の税率は高率（日本で一番高い）になっている。

1. 贈与税の基本

2. 分割対策としての活用

生前贈与は「家族に幸せを配り」「自ら喜びを味わう」極意
・親が元気なうちに相続問題に決着を付けることもできる

具体的なメリット

生きている間に
決めて実行できる

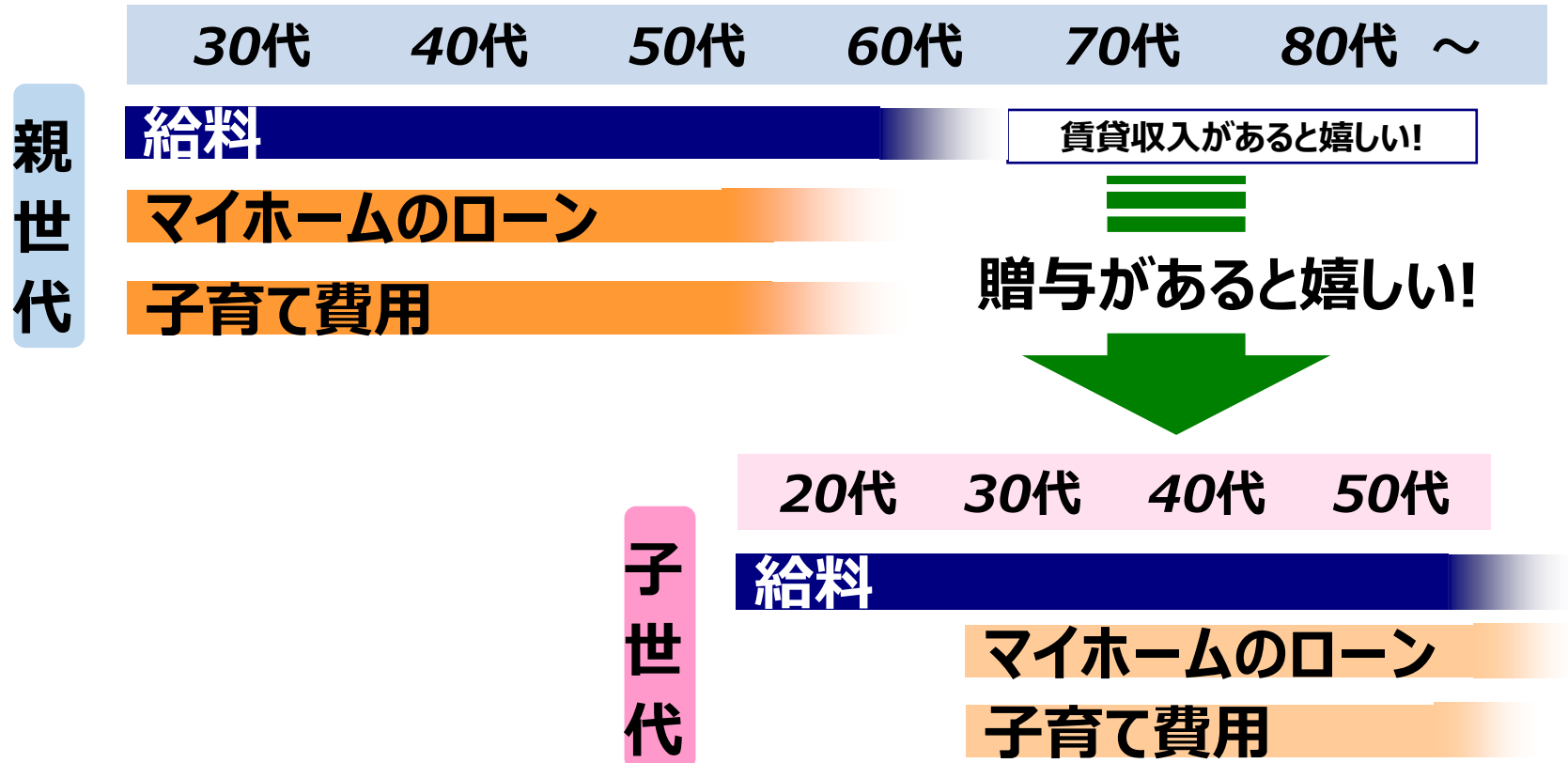
子が必要とする
タイミングで贈れる

感謝されれば
親の喜びも倍増

不動産その他の重要な
財産の承継ができる

例えば
介護とセットで

3. 贈与対策年表



→いつからはじめても遅くないのが贈与対策！

4. 贈与の基本

《贈与契約書と贈与税申告書》

『贈与』と認めもらうには、主に以下に注意してください。

1. 契約書を贈与の都度作成
2. 振込で贈与者の名前を記録
3. 110万円超は忘れずに申告（※）
4. 通帳は受贈者が自分で管理・保管
5. 通帳の印は相続人固有のもの
6. 受贈者の使用実績あり

※上記は目安です。贈与として認められるかどうか
を保証するものではありません。

贈与契約書

贈与者 多摩 太郎 (甲) と 受贈者 青葉 花子 (乙)

との間で下記のとおり贈与契約を締結した。

第一条 甲は、その所有する下記の財産を乙に贈与するものとし、乙はこれを受諾した。

(物件の表示) 金 1,110,000 円

第二条 甲は当該財産を平成 26 年 11 月 25 日までに乙に引き渡すこととする。

上記契約の証として本書を作成し、保有する。

平成 26 年 11 月 24 日

平成 26 年分贈与税の申告書

納税義務者 個人(個人)

住所 横浜市西区〇〇 3-2-1

氏名 多摩 太郎

住所 横浜市都築区〇〇 3-2-1

氏名 青葉 花子

贈与者の氏名(フリガナ)	贈与者の住所(〒)	贈与者の氏名(ローマ字)	贈与者の住所(ローマ字)	受贈者の氏名(フリガナ)	受贈者の住所(〒)	受贈者の氏名(ローマ字)	受贈者の住所(ローマ字)	贈与の金額(円)	贈与の時期(年)	贈与の時期(月)	贈与の時期(日)	贈与の目的(フリガナ)	贈与の目的(ローマ字)
多摩 太郎	横浜市西区〇〇 3-2-1	TAMOMA Taro	Yokohama-shi, Nishi-ku, 〇〇-3-2-1	青葉 花子	横浜市都築区〇〇 3-2-1	AOBA Hanako	Yokohama-shi, Tohoku-ku, 〇〇-3-2-1	1,110,000	26	11	24	贈与	Gift

贈与税の計算結果

課税総額 111,000 円

納税額 111,000 円

納付先 横浜市西区〇〇 3-2-1

納付期 平成 26 年 12 月 25 日

- 甲 (住所) 横浜市西区〇〇 1-2-3
(氏名) 多摩 太郎
- 乙 (住所) 横浜市都築区〇〇 3-2-1
(氏名) 青葉 花子

5. 生前贈与の注意点

連年贈与



- ・毎年100万円ずつ
- ・10年間で計1,000万円



1,000万円の贈与と判定される
可能性あり
→贈与税**231万円**の追徴課税

名義預金



- ・子の口座に預金を移動している
- ・口座管理は父が行っている
- ・子は贈与されている事実を知らない
- ・10年間で計1,000万円



父の預金として判断される可能
性あり
→父の相続時に課税

[ポイント]

- ・連年贈与を防ぐ方法には、毎年贈与契約書を作成すること、贈与の時期や金額を変えることなどがあります。
- ・名義預金を防ぐ方法には、当事者間で贈与の意思が取れていること、受贈者が贈与財産を管理している

1. 贈与税の基本

6. 生前贈与を活用し納税資金の確保と節税対策を同時に行う

暦年贈与

1年間の贈与額

非課税枠
(基礎控除額)
110万円

課税価格



親



(年間110万円
までなら無税)



子



孫

【親から子・孫への暦年贈与】
年間110万円非課税枠を利用し
継続的に贈与

**※相続発生前3年以内に行われた
贈与財産は、相続財産に加算！**

[ポイント]

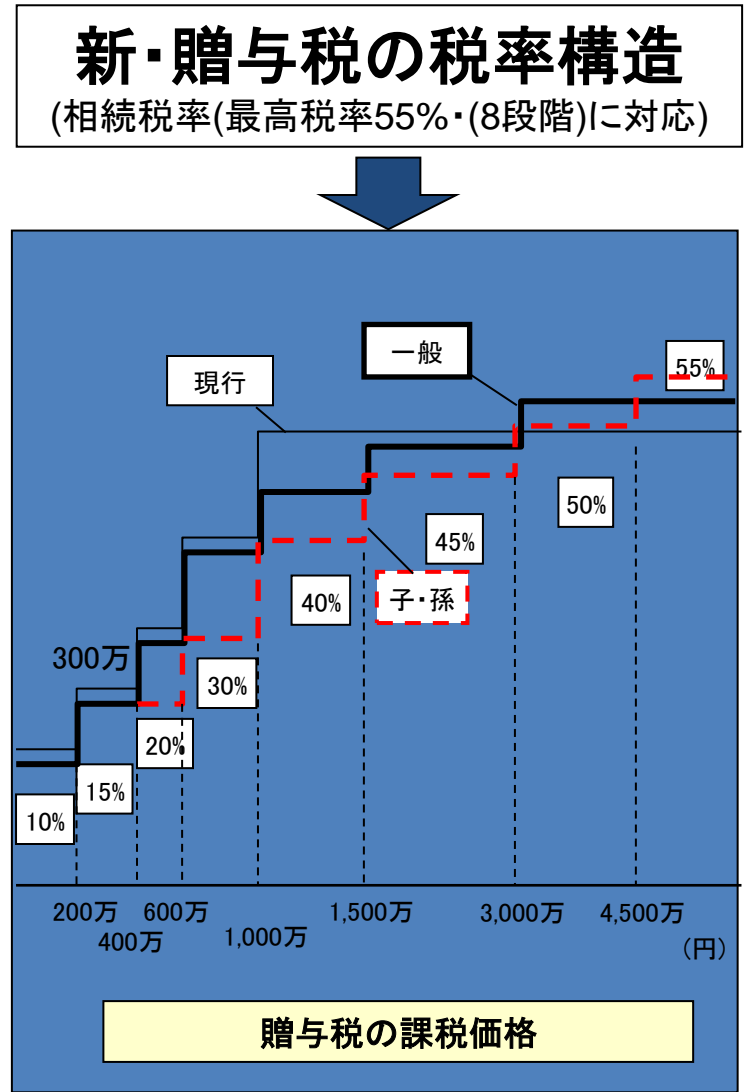
- 年間110万円までであれば無税で財産の移転ができる
- 資産家の場合には110万円以上の贈与を行い低率の贈与税を払う方法もある
- できるだけ多くの人に長期間にわたり贈与を行うのがポイント

1. 贈与税の基本

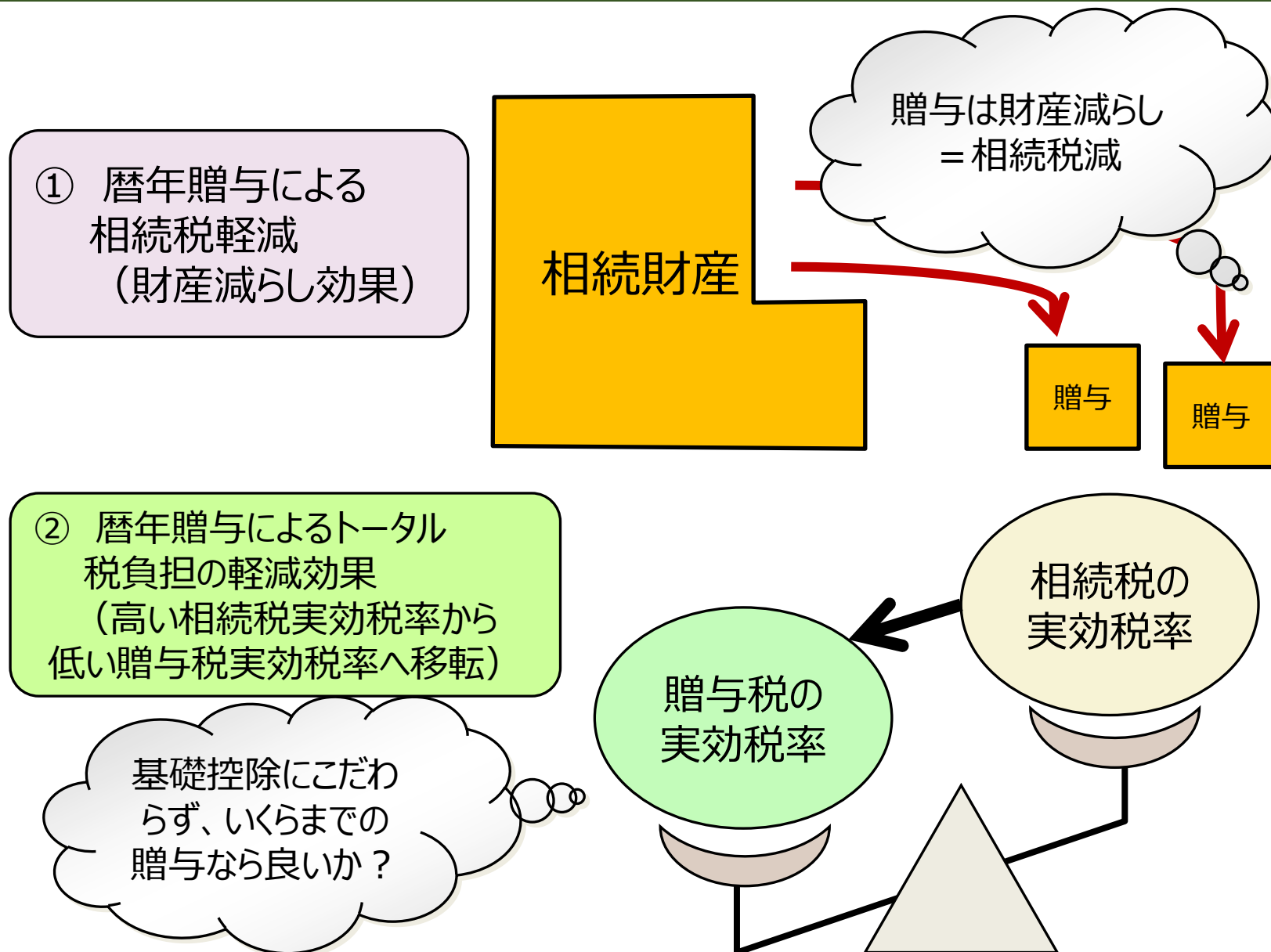
7. 贈与税・税率変更、20歳以上の直系卑属に対する贈与特例

〔贈与税の速算表〕

	改正前	現行	
		一般	20歳以上の直系尊属からの贈与
200万円以下	10%	10%	10%
200万円超 300万円以下	15% -10万円	15% -10万円	15% -10万円
300万円超 400万円以下	20% -25万円	20% -25万円	20% -30万円
400万円超 600万円以下	30% -65万円	30% -65万円	30% -90万円
600万円超 1,000万円以下	40% -125万円	40% -125万円	40% -190万円
1,000万円超 1,500万円以下	50% -225万円	45% -175万円	45% -265万円
1,500万円超 3,000万円以下		50% -250万円	50% -415万円
3,000万円超 4,500万円以下		55% -400万円	55% -640万円
4,500万円超			55% -640万円



2. 贈与の目的の中心は相続対策



3. いくらまで贈与すると有利？

【相続税】

55%	6億
50%	3億
45%	2億
40%	1億
30%	5,000万
20%	3,000万
15%	1,000万
10%	0万



贈与税と比較して、税率の高い部分を贈与

【贈与税】

50%の課税
↓
10%の課税へ！

55%	3,000万
50%	1,500万
45%	1,000万
40%	600万
30%	400万
20%	300万
15%	200万
10%	0万

(参考) 暦年贈与の税額早見表

【単位：万円】

贈与財産額	一般		直系尊属から20歳以上の子・孫	
	贈与税額	実効税率	贈与税額	実効税率
100	0.0	0.0%	0.0	0.0%
150	4.0	2.7%	4.0	2.7%
200	9.0	4.5%	9.0	4.5%
250	14.0	5.6%	14.0	5.6%
300	19.0	6.3%	19.0	6.3%
350	26.0	7.4%	26.0	7.4%
400	33.5	8.4%	33.5	8.4%
450	43.0	9.6%	41.0	9.1%
500	53.0	10.6%	48.5	9.7%
550	67.0	12.2%	58.0	10.6%
600	82.0	13.7%	68.0	11.3%
650	97.0	14.9%	78.0	12.0%
700	112.0	16.0%	88.0	12.6%

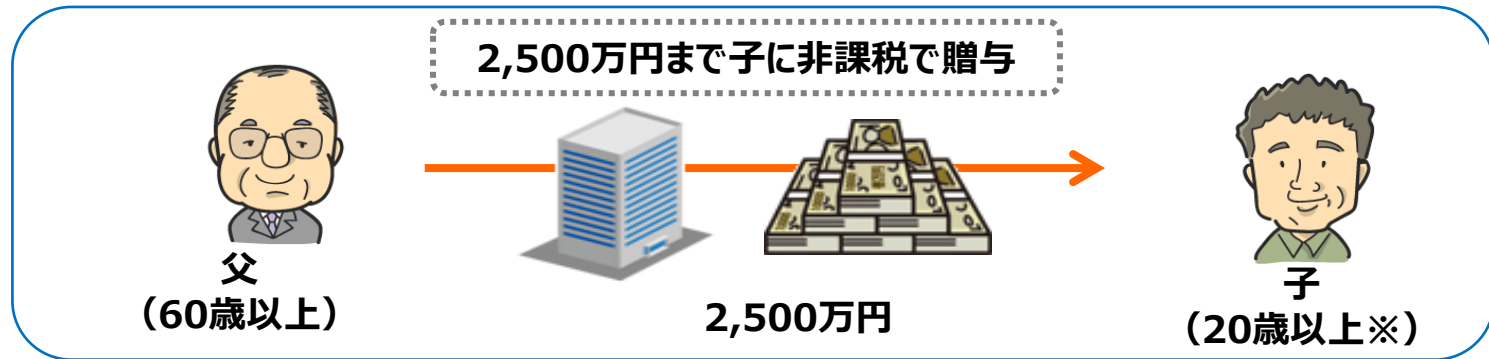
(1)贈与財産額は基礎控除前の課税価額

(2)実行税率＝贈与税額÷贈与財産額、小数点第2位以下四捨五入表示

「贈与事実の心証」を得るためには、贈与の証拠を積み重ねておくこと！

- (1) **確定日付**の贈与契約書を**毎年作成**する
※贈与は単年契約
- (2) 年間110万円以上の贈与を行った場合は、**受贈者が贈与税の申告**を行う
- (3) 現金贈与は**贈与者の口座から受贈者の口座へ振込み**する
※贈与された現金のみの口座は名義預金とみなされる危険性が高い
ので、できれば受贈者の**生活用口座**が望ましい
- (4) 受贈者が自分の印鑑で口座開設しているか？
- (5) 受贈者に、印鑑・通帳・キャッシュカード等を全て渡し、**自由に使わせているか？**使える状態にしているか？

4. 相続時精算課税制度

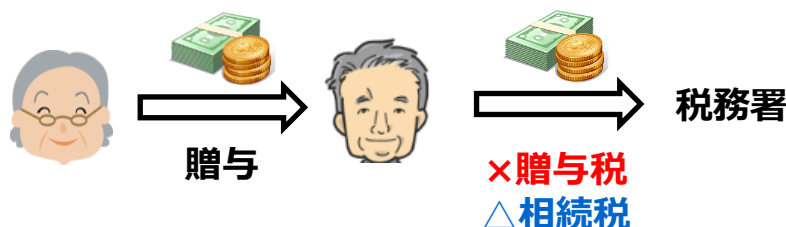


相続時精算課税制度まとめ	
対象	60歳以上の親(父か母)が、20歳以上の子へ※
非課税枠	父、母、それぞれ累計2,500万円
税率	・2,500万円を超えた分に一律20%課税。 ・相続時にすべて合算して相続税の税率で精算
メリット	・一度にまとまった財産を次世代へ渡せる。 ・収益用不動産を子に贈与すると納税資金の確保ができる
デメリット	・利用対象者が限定。 ・一度利用すると暦年贈与の利用不可。 相続税の節税にはならない
主な用途	・子や孫の住宅購入支援 ・賃貸アパートの贈与

※2022年4月1日以降の相続は子18歳以上

4. 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度の注意点



- ① 2,500万円までの贈与なら贈与税がかからない特例
- ② 同一人物の贈与は110万円の基礎控除が使えなくなる
- ③ この制度で贈与した財産は相続税の課税対象となる

<相続税への影響>

課税対象	課税対象外
相続時精算課税贈与	住宅取得資金贈与
3年以内の暦年贈与	3年経過後の暦年贈与

相続時精算課税制度は、相続税の課税対象になる
⇒相続税を減らす効果がない

<適用要件>

- ① 1/1現在で60歳以上の直系の父母（※）から20歳以上の子供への贈与※
- ② 贈与の翌年2月1日～3月15日の間に贈与税の申告

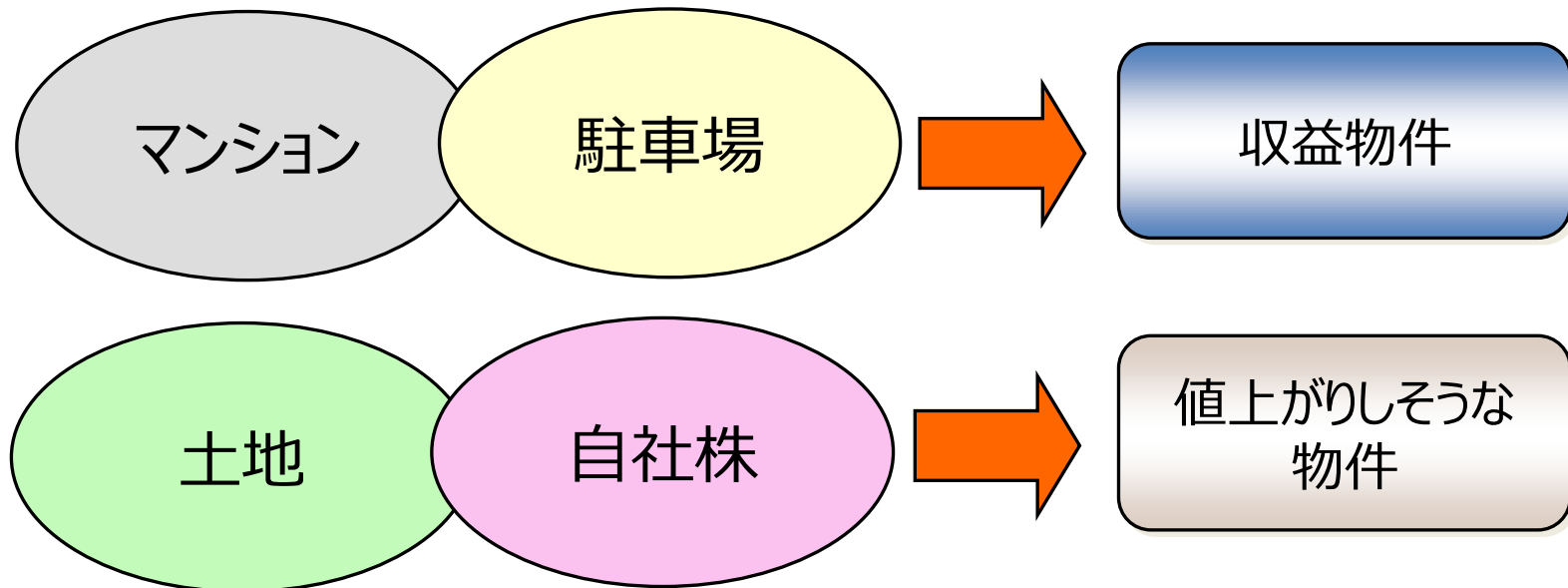
※2022年4月1日以降の相続は子18歳以上

要件を満たしている場合でも相続税まで影響が出るため、精算課税の選択は慎重に行ってください。
相続税が心配な方は、選択しないほうが無難です。

■ 活用の原則

将来値上がりしそうな財産や、マンション・駐車場などの収益物件を相続時精算課税制度を活用して贈与。これにより被相続人の将来の財産上昇を抑える。

相続時精算課税で贈与する物は以下のケースが有効



1. おしどり贈与

配偶者間で居住用不動産の贈与またはその取得資金の贈与を行う場合に、最高2,000万円まで控除が認められる制度です。基礎控除をあわせると、2,110万円までが非課税となります。

おしどり贈与の適用要件

- ①婚姻期間が20年以上であること
- ②ご夫婦の居住用不動産の贈与、又は居住用不動産のための金銭の贈与であること
- ③贈与の年の翌年3月15日までにご夫婦が居住し、かつ引き続き居住する見込みであること
- ④前年以前に、同一の配偶者からおしどり贈与を受けていないこと
- ⑤土地又は借地権のみの贈与の場合は、家屋の所有者が、配偶者又は同居している親族であること
- ⑥おしどり贈与を適用して贈与税が出なくても申告すること

2. 住宅資金等資金の非課税制度

直系の父母、祖父母から住宅購入資金の贈与を受けた場合、一定の金額に対して贈与税を貸さない制度です。

住宅取得等資金の贈与税の非課税制度の限度額一覧

住宅用家屋の 取得に係る契約の 締結期間	①消費税10%で取得		②消費税8%又は非課税で取得	
	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋	良質な 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
2016年1月 ～2019年3月	—	—	1,200万円	700万円
2019年4月 ～2020年3月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
2020年4月 ～2021年3月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
2021年4月 ～2021年12月	1,200万円	700万円	800万円	300万円

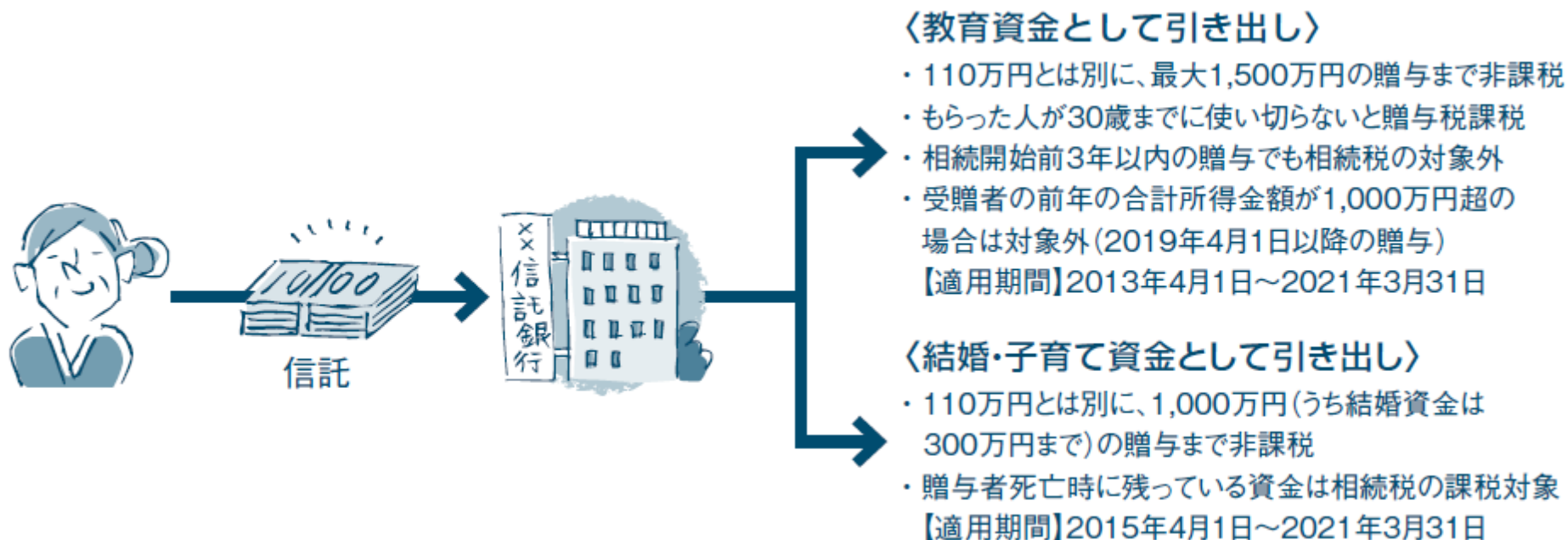
2. 住宅資金等資金の非課税制度

住宅取得等資金の非課税制度の適用要件

- 住宅取得に充てるために金銭の贈与を受け、実際にその金銭を住宅の取得に充てていること
(※諸経費や借入金の繰上返済に充てないこと)
- 直系尊属(父母・祖父母等)からの贈与であること
- 贈与を受ける者が贈与があった年の1月1日において20歳以上であること
- 贈与の翌年3月15日までに住宅の引き渡しを受け、同日までに居住していること、または居住することが確実であると見込まれること
- 建物登記簿面積が50㎡以上240㎡以下であること
- 中古住宅の場合は建物建築年数が、マンション等耐火建築物なら25年、木造等耐火建築物以外なら20年以内であること
- 贈与の翌年の2月1日から3月15日までに贈与税の申告を行っていること
- 贈与を受ける者の贈与を受けた年の所得金額が2,000万円以下であること

3. 教育資金/結婚・子育て資金贈与の特例

直系尊属である祖父母・父母等から子や孫に対して、教育または結婚・子育てを目的とした資金を一括贈与することについて、贈与税が非課税となる制度です。



制度適用については、信託銀行等で口座開設の手続きが必要となります

1. 必要な時に贈与すると喜ばれる
2. 生前の贈与が感謝となり、遺産分割がスムーズに進みやすい
3. 贈与する時は、記録を残しておき、もらった人が必ず申告する

